

海外留学奨学金 平成 29 年度募集要項

本奨学金の趣旨

未来の日本を担う優れたグローバル人材の育成を図るべく、海外の大学又は大学院へ留学する日本人留学生に対して返還義務のない奨学金を給付することで、学業の研鑽を促進し、社会の発展に寄与しようとするものです。

本奨学金の特色

1. この奨学金の返還義務はありません。
2. 奨学生の進路等について本法人は関与いたしません。
3. 他の奨学金制度への併願又は既に利用している方も応募いただけます。
4. 社会人・社会人学生の方も応募いただけます。

1 応募資格

以下の(1)～(6)のすべてに該当する者。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 海外の大学又は大学院への入学が決定している者
- (3) 留学先への渡航までの期間は日本に在住していること
- (4) 経済的な理由により留学費用の支弁が困難であること
- (5) 学業優秀且つ品行方正であること
- (6) 就学状況及び生活状況について適時報告できること

※但し、学位取得を目的とする正規留学を対象とし、語学留学・短期留学等は対象外とします

2 募集期間

平成 29 年 6 月 1 日～同年 7 月 31 日

3 給付の金額及び期間

・給付金額

月額 200,000 円（年額 2,400,000 円） ※年額を 2 回に分け、9 月・3 月の一定日に給付します

・給付期間

2 年間 ※平成 29 年 9 月より給付を開始します

4 採用人数

6 名

5 応募手続

(1) 応募書類

- ① 奨学生願書
- ② 在学証明書又は卒業（修了）証明書
- ③ 成績証明書
- ④ 合格通知書又は入学許可書の写し
- ⑤ 学生ビザの写し
- ⑥ 語学力を証明できるもの
- ⑦ 住民票
- ⑧ 所得を証明する書類
- ⑨ 個人情報取り扱いに関する同意書

※「応募書類の手引き」を必ずお読みの上でご用意ください。

※①,⑨の様式は本法人ホームページからダウンロードしてください。

一般財団法人重田教育財団HP : <https://s-ef.or.jp>

(2) 応募方法

応募書類一式を本法人宛に郵送してください（平成29年7月31日 必着）

※直接の持参は受け付けておりません

(3) 応募・問い合わせ先

一般財団法人重田教育財団 事務局 奨学金事業係

〒106-0047 東京都港区南麻布三丁目19番23号 オーク南麻布ビルディング 13F

TEL：03-6277-2972 FAX：03-6277-2978 Mail：info@s-ef.or.jp

6 選考及び採用の決定

この法人に設置する奨学生選考委員会が選考し、理事会が決定します。

- ・選考結果は平成29年9月中旬に本人及び在学学校（現役学生のみ）に文書で通知します。
- ・選考の経過及び決定の理由については公表いたしません。
- ・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

7 選考方法

- ・一次選考（書類選考）
応募書類の内容から総合的に審査します。
- ・二次選考（面接選考）
書類選考の通過者に対して面接を行います。
面接は本法人が指定する日時・会場にて実施します。

8 奨学金の給付

本人名義の指定口座への振込払いとします（円建て）。

※手数料は本法人が負担します

9 報告義務

奨学生となった方には、毎年一回、留学先の学校が発行する在学証明書・成績証明書を提出いただきます。また、必要に応じて就学状況・生活状況について確認することがあります。

10 奨学金の休止、停止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の給付を休止、停止、又は打ち切ることがあります。

1. 留学先で相当な理由なく休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき
2. 留学先を退学したとき、又は転学したとき
3. 留学先で原級にとどまったとき、又は正規の最短修業年限で成業の見込がなくなったとき
4. 学業成績、又は性行が不良となったとき
5. 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
6. 奨学生として適当でない事実があったとき、又は留学先で処分を受け学籍を失ったとき
7. 奨学金を必要としない事由が生じたとき
8. 奨学生としての報告義務を怠ったとき、又は連絡が取れなくなったとき
9. 偽りの申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき
10. その他、留学生としての資格を失ったとき

11 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報は、本奨学金事業に係る目的にのみ使用いたします。

12 その他

学生の方は、在学校の指示に従って応募してください。